

令和元年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

令和2年1月23日（木） 14:00～16:00

宇治市役所 8階 大会議室

（出席） 小山会長、久保副会長、浅江委員、鈴木委員、関戸委員、辻川委員、安井委員
山本委員、井上委員、大嶋委員、都倉委員、西垣委員、小川委員、北村委員
宮本委員、山田委員、井筒委員、
藤田部長、大下副部長、堀江課長、三品副課長、中村主幹、小野係長、高橋係長

（欠席） 大町委員、嶋村委員

（傍聴者） なし

1. 開会

大下副部長）ただいまより「令和元年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。なお、本日の会議は「宇治市国民健康保険運営協議会の会議に関する要項」に基づいて公開としています。

- ・事務局より、会議の成立確認報告及び配布資料の確認

2. 会長挨拶

大下副部長）それではこのあとの議事進行につきましては、小山会長にお願いしたいと存じます。

3. 議事

（1）会議録署名人の選出について

会長）それでは、本日の次第に沿いまして進めさせていただきます。会議録署名人の選出について、事務局からご説明をお願いします。

- ・事務局より会議録署名人の選出について説明

会長）委員の皆様からご異議ご意見はございますか。

ございませんでしたら、本日の会議録の署名人につきましては、被保険者代表の関戸

委員、公益代表の山田委員にお願いをさせていただきたいと思います。

(2) 宇治市国民健康保険事業について

・事務局より、資料1「宇治市国民健康保険事業について」に基づき説明がおこなわれた。

委員) 去年、令和元年度の京都府から提示された標準保険料率どおりに保険料を設定されている市町村と、独自で保険料率を決めた宇治市も含めてのその割合はどれくらいですか。

事務局) 府内で見ますと、実は標準保険料率どおりに設定されている所はほとんど無くて、市でいきましても1つか2つぐらいと聞いているところがございます。

委員) では、ほとんどが「最初なのだから据え置きで行こうよ」みたいな感じだったのですかね。

事務局) その辺りは、市町村によって様々ございまして、その据え置きというところもあれば、市町村で独自に保険料率を算定して、それで設定されているという所もありますので、一概にこういったやり方をされているというわけではないのです、少なくとも京都府から提示される納付金というのは各市町村ございますので、それを支払っていくために、市町村によっては、一般会計からの繰入金を多少追加したり、もし基金を持っておられる所であれば、基金を追加したりしてしのがれているというのが現状です。

委員) よく8年間も値上げせずにずっとやってこれたなど。

去年は基金を使わせていただいて据え置きになったのですが、13億あったのが半分ぐらいになってしまって、これから積み立てすることがまずできないような仕組みになっておりますし、据え置きはありがたいのですけれども、何かあるのかわからない状態で基金がなくなるのが非常に怖いと思います。

やっぱり保険は大事ですし、守っていかないといけない。保険料率の改定はある程度仕方がないかなと私は思います。

ただ、率がちょっと高いので、せめて3%、4%台で改定していただければ、あとは無理を言って基金から出して、帳尻が合わないかなというふうに今は思っております。

委員) 昨年度の基金6億円の取り崩しによって基金残高が少ないということです。

府からの納付金がどんどん上がってきた場合、保険料率を上げなかった場合の負担というのが市の財政上の影響と、市民や家計に与える影響について、我々がどの辺を保険料の上げ幅の限度にしてバランスを見ていくかということがこの会議において大事なのかなと感

じています。

委員) この据え置きが長期間に渡って続けてきたということは、基金もかなり潤っていたのかなというふうに思っています。ただ、今7億3千万くらい、現状あるものにさらに積み立てというのをなかなかできないのではないかと、その中で、8ページ目の令和元年度の積み立て見込みですけど、かなり少ないというふうに思っておるのです、それはまた、これから若干変化するものなのではないでしょうか。

事務局) 本年度の積立額につきましては、この約286万円ということになっております。こちらのほうは、おおむね基金の運用利子が見込まれているということなのですが、少なくとも本年度につきましては、これ以上積み立てに回すことは、難しいかなと考えております。ただ、今後歳入がたくさん入ってくれば、この最終基金から取り崩します6.1億円が、いくらか目減りさせることは可能だと考えております。

特に来年度、国民健康保険料につきましては、税機構に滞納分が移管してまいります。そちらのほうで収納率が上がってまいりますと、保険料がたくさん入って来れば、取り崩しも少なくして、ということは可能だと考えているところでございます。

委員) やはり財政基盤の安定化のためには、基本的には基金をどのくらい積んでおくことが不測の事態に備えて必要なかというところを議論する必要があるのではないかなと思うのです。国民健康保険の加入者というのは、高齢者であるとか、年金生活者、所得の比較的低い方も加入されているという制度を考えれば、基本的には、極力上げないほうがいいと思いますね。ただ、実態として上げざるを得ないのであれば、やっぱり最低ラインのところすべきだなと思います。

ただ、上げるにしても、やはりこの中では一般会計からの繰入というのは原則無いということなのですが、要はどれだけの努力をしたかということを見せて行かないと、なかなか市民の納得・理解も得られないのかなと思います。宇治市の財政、大変厳しいと思うのですが、一般会計からどれくらい繰り入れていくのかというようなこととか、あと、税機構のほうに移管されるということなのですが、滞納繰越分の収納率が低いというそういう実態であるとか、その辺の改善であるとか、あとは医療費の削減のための努力というのですか、啓発であったり具体的な取り組みであったり、そういうどれだけの努力をしているかということをしつかりと市民の方に説明を果たす中で理解を得て行くということが必要かなと感じます。

いずれにしても一定の値上げ、引き上げは仕方がないと思うのですが、その辺のところは最低限度の引き上げというところで検討すべきじゃないかなというのが私の意見でございます。

事務局) 補足をさせていただきますと、平成30年度以前からも、歳入不足がありましたら、基金から繰り入れて収支を均衡させてきたという状況がございます。

ただ今後、どれだけ残して行くのかという点につきましては、現段階では、財政健全化推進プラン、こちらのほうが令和3年度まで続いておりますので、その間は、少なくとも幾分か収支不足、歳入不足が生じる可能性が高いと考えております。その点、少なくともその年までは、基金が無いとこういった保険料率の引き上げしか、選択肢がなくなるような状況に陥るのではないかとこのように考えております。

ただ、財政健全化推進プランが終わって以降、その後、一般会計への繰入金をどうしていくのか、それから基金の残高をどうして行くのか、そういったこともふまえて、令和3年度以降の保険料率のときに、やっぱり大きな議論のポイントがやってくるのではないかと考えておりますので、現時点では一般会計からの繰入が一部休止になっている段階で、なかなか基金の目標額をいくらで行くのかというのは、我々としても非常に悩んでいるところではございます。

事務局) ただいまの説明に加えさせていただきますと、基金につきましては、平成3年に条例のほうを制定して設置させていただきまして、その間、基金の拡充に努めているところでございます。

ひとつの流れとしましては、平成20年度に、事業規模の拡大に合わせて、7億円という金額を目標にしたところでございます。

こちらが、保険給付費のひと月分ぐらいを持っておけば、不測の事態にも対応できるのではないかとこのような形で、直近の平成29年度ぐらいですと、その額が予算規模で15億円ぐらい、というのが基準となっております。

そういった中で、国のほうでは3ヵ月分とか、45億とか途方もない数字になるのですが、けれども、いろんな考え方があり、平成30年度に国民健康保険制度が広域化になりました際には、都道府県のほうで、財政安定化基金を創設されたところでございまして、市町村の基金の役割というのが問われている状況にございます。

今後、不測の事態があれば国の支援もございまして、最悪、お金が足りなかったときには、京都府の財政安定化基金からお借りするというような手段も残る中で、市町村の基金をいかに確保しておくかというのが非常に悩ましいところだと考えております。

我々事務局といたしましても、今後の基金がどうあるべきか、自前でしっかりと貯金を持っておくのか、いざとなれば京都府さんにお借りする、そのお金は、最終的にはお返ししないといけないので、後年度の負担にはなる、そういった運用の中で検討させてもらいたいと思っておりますので、皆様のその辺りのご感想・ご意見等もいただければ参考にさせていただきますというふうに考えております。

委員) 令和2年度以降、医療費の伸び率が1.4%で続いていくと、標準保険料率の上げ幅が、

7%と据え置きの間の中身の率に設定すると令和3年度以降にまたし寄せがきて、10何パーセントになるという可能性もありますよね。ちょっと難しい。

令和3年度に1.4%伸びると仮定して、それで来年度、保険料率が何パーセントぐらい上がるかというのは、計算が難しい。

事務局) 医療費の伸びが今後どうなっていくのかというのは、我々もなかなか見通すことが難しいと思っていますのですが、現段階では国保の年齢構成が被保険者の状況で見ますと、70歳以上の方々の自己負担が2割というところにおきましてもそうですし、高額療養費の関係におきましても、制度としては給付率がいいのですね。団塊の世代がそういった年代におられるということで、やはり国保の保険給付費が上がってきているという部分はあるのですね。

ただ、75歳以上になられますと、今度は後期高齢者のほうに行かれるということなので、そうなったときに国保の医療費がどうなるのかという部分があるかと思うのです。

ちょうど昨年度、これまで徐々に70歳以上のところにこの団塊の世代、人口比率が多い方々が来られたというので上がってきたのですけれども、それ以降は、少し伸び率が弱まったのではないかという分析もございます。今後どうなっていくか、今度は後期高齢者のほうに団塊の世代が移られたときには、今、国の方で社会保障制度をどうするかという検討をされておまして、ちょうど全世代型社会保障をどうするかということをして令和2年度に最終報告されるということで報道されています。そういったこともふまえて、今後、後期高齢者、介護保険、そういった社会保障がどうなるかによりましても、国保の保険料率も十分影響があるのかなと思っておりますので、そういった情勢のほうも頭の片隅に入れながら、考えて行かないといけないというふうに考えております。

委員) 財政健全化促進プランが、令和3年度に一応ひとつの目途を迎えるということですが、これまでの間に生じた赤字は全部一般会計から出しますよと、市が言ってくれたらいいですが、それがなかったら各委員がおっしゃっているように、一気に上げられないけれども、やっぱり料率を上げないと仕方がない。だけど、それが二桁くらいになると、これはちょっとやっぱり市民も辛抱できないだろうと、そうなったらその時の折り合いでいくらかは、加入者に負担してもらわないと仕方がないかなというのが、高齢化社会の日本の現状だろうと思います。

いつまでも、据え置きしたところで先が見えないのだから、私たちも含めて負担しなくてはならないでしょうね。

事務局) 先ほど赤字が積み上がって財政健全化推進プランが終わったらそれはまた返してもらえるのかというようなお話がありましたけれども、今現在そういった収支不足が続いて、基金を繰入しております。

ただ、基金に関しましては、実は過去、決算で黒字になった部分を積み上げてきたものでございますので、そこから繰入を行っているということは、過去から大きな長いスパンで見ますと、均衡していると言いますか、令和3年度に財政健全化推進プランが終わったときに、赤字が積み上がった分を補てんするというにはなかなかならないな、というふうには思っているのですね。過去の黒字見合を今に持ってきているのだということをご理解いただければと思います。

委員) 今は京都府が「これだけ払え」という納付金を提示してくるようになったのですが、過去は、国が係数をおろしてきて、宇治市がこれだけぐらい保険料が要るだろうという形で予算を立てていました。

黒字が出ると、それを基金にずっと積んでいって、黒字が結構大きい時があって、基金が増えたとかいうことがあり10何億まで行って、今、減ってしまったのですが、今、こういうふうな形で、府が提示した金額を宇治市が納めて、それをまたもらってくるということは歳入と歳出は均衡なのですかね、ほとんど。

そうなってくると、「基金は使ってはいけないのではないか」ということになってくるんですね、毎年のことですけれども、答申の時に必ず、「もしの時は市の一般会計から補てんをお願いします」ということを答申の時に必ず書いてもらっているのです、そろそろそのようになってきているのではないかという気持ちがあります。

委員) 市からの一般会計から以前あった繰入なのですけど、だいたい最大2億円くらいでしたよね。

事務局) そうですね、だいたい1.5億円の間から2億円の間ぐらいです。

委員) 一般会計の繰入は、何年後かの後には、また可能になるということは予想できるわけですか。

事務局) 現段階で、復活するしないというのは明言できないのですが、少なくとも財政健全化推進プランが終了した段階で次どうするのかは、市の内部も含めまして議論は必要かなというふうに考えています。

事務局) 一般会計の繰入につきましては、本日の資料5ページのほうでございますけれども、国保の歳入、合計176億円のうち令和元年度ですと約20億円ぐらいだったのですが、この中には当然、制度上しなければいけないものと、一部その中でも、いろいろと市の判断によってコントロールできるものもございます。

一部、国保財政の運営状況の厳しい中にありますけれども、一方で、基金もあるという中

で、市の一般会計とのバランスの中で、財政健全化推進プランの4年間については一部凍結させてもらっている状況でございますので、繰り返しになりますけれども、これをどうするかというのは、その時の国保の状況等も見ながら、また皆様のご意見をいただきながら、考え方を整理しないといけないと思っています。

ただ、一部の市町村については、法定外と言って、ルール外の、保険料を引き下げたためだけの繰入という歳入項目はあるのですが、それは、国のほうにおかれては、今後の将来の制度の維持につながらないということで、その辺はもうやめましようと言われていたこともありまして、この広域化にあたっては、標準保険料率をしっかりと示して、皆様のご理解、透明性を高める中で適切な保険料を設定しようという考えでございますので、安易に一般会計繰入に頼るような運営はなかなか難しい。ただその中でどうするかは、今後の検討課題というふうに考えております。

会長) 少しぐらいの改定、いわゆる上げるということについては、やむを得ないこともあるのではないかなというような意見をお聞きしておりますけれども、これによりまして、市民の方々が感じる負担というのはどの程度のものか、現実に皆様方どう思われるか、ほかのいろいろな税金が上がって行く中で、国保につきましても、だいたい今の数字では具体的には5%以内のところの改定となっておりますけれども、それがもし実施されれば、市民の方もいわゆる負担感というものは、どんなものかなと思いました。

委員) サラリーマンとか会社勤めとか企業に勤められている方は、社会保険になると思います。

一般事業主の方、それから、会社を退職された65歳以上というのが、いわゆる国保の保険料を負担されている層と認識はしているのですが、それからいけば、収入が年金収入とか、それ以外は事業主の方は別ですけど、引き上げは生活に即響いてくるところであります。

だからまず、雑にですけど1%から1.5%の範疇であれば、ほかの分も含めまして容認できる範囲かなと個人的には思いますけれども。それを超えてくるとなると、大義名分とかいうかしっかりした説明責任も付いてくるのかなというふうに感じております。

会長) 今のご意見をふまえて、このまま据え置く、つまりは基金を取り崩すということになるわけですけど、来年度も、まだそんな楽観はできませんけれども、そこそこの所まで行けるとは思うのですが、基金を取り崩して、もう一回据え置くというご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お聞きしたいと思うのですが。どうぞごさいしょうか。

例えば保険料率を少し改定する、たとえば1%、3%、5%なら、どれぐらい基金に対する影響が緩和されるのか、どちらにしても基金は、いくらか取り崩さなければいけないわけです。

委員) 今会長がおっしゃられたのは、そう思います。基金をまったく取り崩さないというわけにはいかないけれども、あまり高くなると、全額基金を取り崩して様子を見ようかということもちょっと視野に入れたいといけないですけどね。

事務局) 資料の8ページ目の上段を見ていただきながらということにはなるのですが、こちらのほうは現行料率からどれだけ伸ばすかというところで、最大限伸ばすと3.8億円ということになります。

たとえばこの標準保険料率と現行料率との間を取っていきますと、その分、この標準保険料率どおりに設定すれば2.2億円確保、3.8億円のうち2.2億円は確保できますので、これが7%ということになっておりますから、単純計算しますと、この2.2億円を7で割ると、その見合いが伸び縮みするということになるのですが、ただ、実際の保険料、保険料率の設定ということになりますと、医療・後期・介護、それぞれ3つ指標がございますので、9つの指標を上下させながら決めて行くということになります。

そうなりますと、制度改革以降、基本は標準保険料率をベースにししながら、どうあるべきかというご議論をしていただく中で、ここをそれぞれ自由に動かし出しますと、いわゆる制度改革前のやり方に戻ってしまうということになりますので、その辺りは我々事務局としても悩ましいところかな、というふうには思っております。

あとは、医療分・後期分・介護分、それぞれ3つございますけれども、3つそれぞれ規模が均等ではなくて、やはり一番規模が大きいのが医療分になってまいります。

後期分・介護分というのは医療分と比べて小さい規模ですので、後期分と介護分上げるとなると、さっきの2.2億円の3分の1を確保できるかといったら、そういうわけじゃないのですね。実際上と言うと、それほど確保できないのではないかというふうに思っております。

それだけ医療分の効果が大きいので、医療分がちょっと動くだけで、かなり2.2億円の規模が動くことになります。たとえば1%上げるとしたらどのラインか、2%、3%となると、実際、今我々で、じゃあどの率にしたらいいのかなという答えが、パターンが多すぎて、なかなか難しいところだなというふうに考えているところでございます。

委員) 基金というのは増えないのですかね。今後、増える見込みはない、取り崩して行くだけで、積み立てするということは、制度上これからも不可能ということでしょうか。

事務局) たとえば、国民健康保険料を1.2%改定で引き上げた場合、これだと保険料率で収支が均衡になります。

これで予算を組んでいって、年度内に、これで収納率が上がって、たくさん保険料が入って来ました、となれば黒字になりますので、その見合い分は積んでいけます。

たとえば1.2%まで改定しなくても、1.2%よりもう少し、たとえば1.0%とか8%の

引き上げで、そこに、その見合い分の一般会計からの繰入が入って来ましたとすると、さきほどの収納率が引き上がって歳入が多く入ってきたとか、京都府からの交付金が多めに入ってきたとか、そういった歳入の改善によっても積み立ては可能でございますので、制度上、積み立てがまったく無いのかって言われたらそういうわけではございません。現在まで、一般会計の繰入が休止になっている。保険料率も現段階では据え置いている状況もありまして、基金からの繰入に頼っているという状況でございます。

委員) 理論的にはそういうことですが望めないということですか。

事務局) 現実的に、たとえば今年度、6.1億円繰り入れておりますので、6億円収支が改善するかと言ったら、現実的になかなか考えにくいということはあろうかというふうに考えております。

委員) 基金が7.3億円ですよね。来年以降、このまま現状で行って3で割ったら、最低率7%までいかないまでも約6%で、3で割ったらいけるかどうかという単純計算です。そういうことになりますよね。

事務局) 理論上はそうだと思います。

会長) ほかにご意見ございますか。

基金というのは、たとえば我々商売をしていますと、内部留保金が基金みたいなものです。この内部留保金は、過去の利益を積み立てていって、そして何かの時にそれを使うというものなのですけれども、主に用途としては、やっぱり社員の厚生なのですよね。

何かの時、会社が具合悪くなった時、給料が払えないとか、あるいは、社員の厚生、県健康のためにその基金を使っていく時のために持っているわけでございます。

だからこの基金が、実はやっぱり、減るのは困るけれども、どこかでやっぱり会社としては使わないといけない。これを、たとえば国保でいくと、この基金枠があるほうがいいとは私は思います。

ところが今、コロナウイルスが流行っていますが、もし日本に入って、日本でもパンデミックのような大きな流行になってしまった時に、じゃあどこでその医療費を負担するのだ、国が援助してくれるだろうと思いますけれども、市のほうは今のところ、そんな大きな金額はあてにできないとなれば、基金も必要だと思います。

しかし、基金は市民の方々の健康維持のために、使うべき時はやっぱり使っていき、それで説明をしながら、これが枯渇するようなことになれば、また然るべくご負担をお願いしたいというようなことも説明責任として果たしていかなければいけないかな、というふうには考えるわけです。

今までいろんなご意見をお聞きいたしましたけれども、最終的には府のほうの提示どおり7%の上げというのは、これはまずご意見としてはないものだと思いますけれども、それ以外のところでどのようにしていくかというのは、また事務局のほうでまとめていただくとはいえないかと思えます。

皆様方から、もしまたご意見ございましたら、基金に対する考え方だとか、あるいは一般会計からの繰入を実施していく時のタイミングだとかそういうものにつきましても、またお考えがございましたら、お聞きしたいなというふうに思います。

あとは、健康に気づかうということですね。特にある程度の年齢になっていきまして、もう後期高齢者が目に見えてくるような年になってきますと、やはり健康に気をつけて、そしてなるべく医療費を使わないように、お世話にならないようにと思うのですが、なかなかそのところは自分で自分を律することが難しいのです。そういうこともふまえていけば、保険の抑制、医療費の抑制につながって行くかなというふうには個人的には考えております。

委員) 宇治市は昨年度から財政に関しては、敬老会をなくしたり、生涯学習センターの使用料をアップしたりして、赤字が少しはましになってきたのでしょうか。

もし少しでもましになったようなところがあれば、やはり一般会計からある程度引っ張ってきていただくとか、何か努力をして、こういう努力をした中で、これだけどうしても足りないというものでないと、値上げというのは、納得できないものがあるのではないかなというふうに感じております。

事務局) 市のほうが広報している一般会計の状況でいきますと、財政健全化推進プランに取り組む中で、一定の効果はあったということでは言っております。

ただ、その効果として目に見えるもので言いますと、ちょっと数字のほうは手元に無いので詳細を申し上げられないのですが、経常収支比率という一般会計の財政の健全度を表す比率があるのですが、これは、税が、経常的に入ってくる収入に対して固定経費がどれだけあるかという比率なのですね。それが今、市では90%を超えております。

基本的にこの財政が、いわゆる経常収支の比率が90%を超えるとちょっと危ないのではないかとと言われております。

それが90%の中でちょっと良くなったということでは、一定の効果があったというふうに申し上げておりますけれども、ただ、依然として90%を大きく上回っておりますので、厳しい状態は続いているということもありまして、令和3年度まで取り組みをしないといけない、ということで市のほうでは現段階ではそういう説明をしているところでございます。

会長) 経常収支比率、今95%ぐらいですかね。

事務局) そうですね。

会長) 98%というのは2、3年前ですか。改善していますね。

事務局) 手元に資料がなくて、正確に申し上げられないのですが、申し訳ございません。会長がおっしゃっていただいているとおり、95%前後で現段階は推移しておりますので、ただ、90%を目安に考えたときは、95というのはかなり高い数字ですので、やはり財政としては厳しい状況です。

会長) 収入100のうち95はもう出先が決まっている、あとの5%しか自由に使えないというような厳しい状況だと思いますけれども、行政のほうでも何か収入を増やそうというふうに今なさっておられますし、やはりなかなか今の経済情勢では難しい、やっぱり市民の方も厳しい生活をされているのではないかなというふうに思いますので、そういうところをふまえて、事務局の案と言いますかね、そういうのもちょっと取りまとめていただきたいなというふうに思います。

事務局) 今日いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。非常に厳しい財政状況の中でも、今日は基金の有り様を含めていろいろご意見をいただいて、ある程度の引き上げもやむなしかというご意見もありましたし、やはり基金は使える時にはしっかり使うという言葉もいただきましたし、やはり今、国保の加入者の方々の状況というのがやっぱり年金生活者が多かったり、非常に不安定な方たちが多いという構造が、もう以前からあるわけで、その中でも7%なのか、6%なのか、1%なのかというところも考えなければいけませんし、財政健全化推進プランの影響で、少なくとも令和3年度までは一般会計からの繰入というのは休止というのがありますので、その後のことまで今日の時点で明確に申し上げることはなかなか難しいのですが、今日いただいたご意見をふまえて、基金を使うべき時には使うということもご意見をいただきましたので、改めまして事務局のほうでしっかりと考えさせていただいて、28日には案をお示しできたらなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

4. その他

- ・事務局より、「令和元年度宇治市国民健康保険運営協議会（予定）」に基づき説明が行われた。

5. 閉会

会議録署名人
